

「播磨町第3浄水場運転管理等業務委託」質疑書についての回答

No.	項目	質疑内容	回答内容
1	公募型プロポーザル実施要領	9 提出書類及び提出方法 (1) 提出書類 ③直近 10 年以内の契約実績についての提出書類は契約書(写し)の抜粋でよろしいでしょうか。 また過去 5 年以上の契約実績とは延べ 5 年との解釈でよろしいでしょうか。	発注図書類で急速ろ過方式による日最大 1 万立方メートル以上の浄水能力を有する上水道の浄水場運転管理業務契約であることがわかれば抜粋で可とします。また、契約実績は延べ 5 年以上(複数案件の実績)で問題ありません。
2	公募型プロポーザル実施要領	9 提出書類及び提出方法 (1) 提出書類 ④水道施設運転管理業務の受託実績数とは直近何年の実績数でしょうか。 また具体的な自治体・案件名等の補足資料の添付を考慮していますがよろしいでしょうか。	直近 10 年(平成 27 年度～令和 6 年度)の日本国内における実績数(平成 27 年度履行中及び令和 6 年度履行中の案件を含む)をお示しください。 補足資料は任意様式で添付してください。
3	公募型プロポーザル実施要領	9 提出書類及び提出方法 (1) 提出書類 ⑤事業継続計画(BCP)作成状況とは企業全体の BCP との認識でよろしいでしょうか。	ご推察のとおりです。
4	公募型プロポーザル実施要領	9 提出書類及び提出方法 (2) 技術提案書作成要領 事業継続計画等の添付資料として A4 版以外の用紙の使用は可能でしょうか	折り込んで A4 版にするのであれば許可します。

5	公募型プロポーザル実施要領	<p>15 その他 (3)</p> <p>「契約期間の3年目に直近の労務単価に基づく設計変更を行い、契約期間4年目、5年目について契約変更を行います。」との記述が有りますが、労務単価とは水道施設維持管理業務委託積算要領(平成30年12月/日本水道協会)で適用される建築保全業務/大阪地区労務単価であり、直近の労務単価とは、変更年の前年に公表される単価(12月頃に国土交通省より公表)の認識でよろしいでしょうか。</p>	ご推察のとおりです。
6	提出書類様式集	<p>提出書類製本の綴り方</p> <p>「1.技術提案書類は、提出書類目次に基づき作成し、30ページ程度としてください」と記載されていますが、30ページ程度とは技術提案提出書(様式第2号)、各技術提案書(様式第2-1~2-5号)、提案価格(見積書)様式第2-6号)の合計と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご推察のとおりです。
7	一般仕様書	<p>(目的)第2条</p> <p>業務に関連する関連法規に関し、新たな法整備、法改正又は規制強化などがなされた場合、仕様、契約の変更対象としてお取り扱いいただけますでしょうか。</p>	<p>一般仕様書 第1条(目的)、第2条(業務の履行)ですが、新たな法整備、法改正又は規制強化などがなされた場合は、内容協議の上、必要に応じた措置または変更契約とさせていただきます。</p>

8	一般仕様書	<p>(業務範囲) 第 4 条</p> <p>著しい物価変動により、材料費・保守管理業務に関わる労務費に大幅な変化があった場合には、契約金額の変更協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>「業務委託契約書」第 48 条 (物価の変動に基づく委託料の変更) により、内容協議の上、変更契約とさせていただきます。</p>
9	一般仕様書	<p>(発注者の経費負担) 第 23 条 (4)</p> <p>「非常時の緊急対応のための出動及び代替機のない機器の故障復旧作業については、次の区分の 1 時間 1 名当たりの単価にて、第 11 条の報告に基づき 30 分単位で負担する」とありますが、「労務単価」とは、水道施設維持管理業務委託積算要領 (平成 30 年 12 月 / 日本水道協会) で適用される建築保全業務 / 大阪地区労務単価という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、緊急対応の出動は配置従事者で対応可能な作業と考えます。配置従事者での対応が困難な出動及び機器の故障復旧作業に関しては別途見積対応との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>「労務単価」については、ご推察のとおりです。また、対応困難なケースについては、職員に連絡の上、指示に従ってください。</p>